

～保険代理店に求められるRMの知識～

29

リスクマネジメント実践講座

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp 株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

◆株式会社A.I.P
平成20年7月に営業を開始し、リスクマネジメントを基本とした法人マーケット開拓と支店制度に基づいた仲間作りを推進して業容を拡大している。現在は全国に19支店、1営業部、1オフィスを持ち、損害保険約20億、生命保険約25億の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育・研修事業等も視野に入れた総合的な組織体としてARICEホールディングス株式会社を設立、理念を共有できる代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

第29回 リスク分析④(5.4.3)

1. 結果の分析

1) 結果分析とは?

結果分析は、特定の事象状況または事情が発生したものと仮定して、発生する影響の性質及び種類を決定します。一つの事象は大きさの異なる様々な影響を及ぼし、様々な、異なる目的及びステークホルダーに影響を与えることがあります。

2) 結果分析の留意点

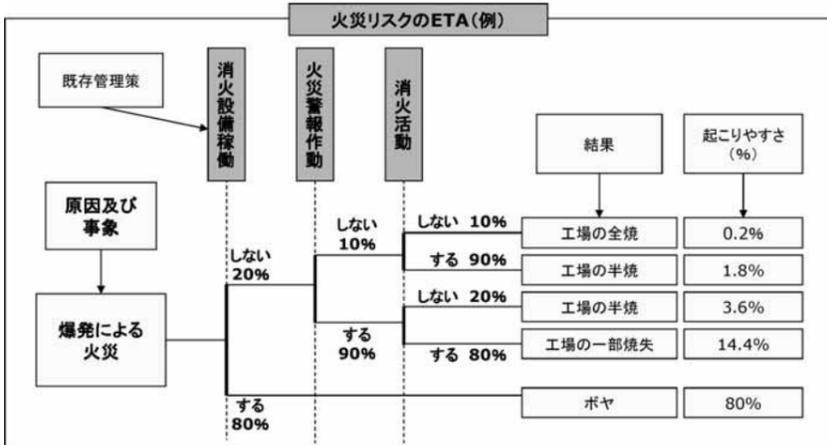
結果分析は、単純な結果の記述から詳細な定量化モデルまたは脆弱性分析まで様々なものがあります。影響には、重大な結果とはならないが、その発生確率が高いものもあれば、重大な結果で発生確率が低いものも、その中間の結末もありますが、潜在的に極めて大きな結末となるリスクは経営層にとって最も危惧すべきであり、重視することが適切な場合があります。また重大な結果とそれほど重大でない結果との両方を別々に分析することが重要となる場合があります。

具体的には頻発に起こるが影響の少ない(すなわち慢性的)問題は、累積的または長期的作用が大きいため、この2種類のリスクの対応策は全く異なったものとなることが多いため、別々の分析が有用と考えられます。

2. イベントツリー分析(ETA)

イベントツリー分析は、「原因及び事象」から生じる様々な「結果」を想定したシナリオをモデル化し、どのような「結果」がどのような「起こりやすさ」で発生するかを定量的・定性的に分析します。また、望ましくない「結果」の修正を目的とした様々な「既存管理策」

図1. イベントツリー分析(ETA)



によって「結果」がどのような影響を受けるかについてのシナリオを描きます。(図1参照)

【実施手順】

- ①「原因及び事象」を選択する。(場合によっては場所や時間的要素も考慮する)
- ②「結果」の修正用に設けられている「既存管理策」を順に記載する。
- ③「既存管理策」ごとに、その成否の起こりやすさを表す。
- ④上記の①～③のプロセスから「結果」とその「起こりやすさ」を分析する。

3. 事業影響度分析(BIA)

事業影響度分析は、製品・サービスなどを提供する事業活動とそれらが依存する資源に注目して、リスクの発生の可能性にとらわれず、それらの資源が被災して事業活動が中断・阻害した場合の影響を分析・評価するプロセスであり、ISO22301(事業継続マネジメントシステム)でも以下の項目等を含めて要求されている分析手法です。

- 1) 製品・サービスの提供を支援する事業活動(その組織の業務とプロセス及び業務遂行に不可欠な依存する資源)を特定するために、業務プロセスで使用され、供給される資源を全て洗い出します。
- 2) これらの事業活動を実施しないことによる経時的な影響(毎日どれだけの損失を被り、それらが長引いた場合の影響及びその許容期間)を考慮する。これらには、組織が被る経済的な損失のみならず、組織に課せられた法令、規制に基づく義務や契約上の義務、社会インフラを支える商品・サービスを提供する場合の社会的供給責任、組織としてのブランドの維持などの観点も考慮する必要があります。
- 3) これらの事業活動を再開しないことによる影響が許容できなくなるまでの時間を考慮し、再開すべき事業活動の優先順位付けを行い、再開時に要求される稼働レベルを決め、いつまでに再開すべきか、復旧の目標時間を決定します。
- 4) 優先事業活動の遂行に必要な資源(サプライヤーや外部委託先及びその他該当する利害関係者から提供される資源を含む)を特定します。

4. 結果の定量化について

結果がもたらす組織への影響は「リスク基準」に基づいて定量的・定性的に分析する必要がありますが、定量的影響(財務的影響)は以下の手順で検討します。

①一つの事象からもたらされる複数の結果や派生リスクについて考慮します。

- 例1) 自動車事故⇒車両損害、対人賠償、対物賠償、労働災害、訴訟費用等
- 例2) 地震の発生⇒火災、労災事故、建物の倒壊、生産停止等

②結果が影響を与える影響領域を分析する。

- 例1) 経営資源(人・物・金・ノウハウ・技術等)の喪失
- 例2) ステークホルダー(お客様・株主・従業員・取引先等)への責任及び影響

③財務に与える影響を分析する。

資産減少や費用増大、売上減少等の形で財務に与える影響を分析します。

5. 代理店の役割

保険代理店は有事の際の損失に備えた保険を提供することが使命であり、適切な保険提案には事象の結果として将来に発生する損害額を把握することが大前提となります。

保険の基本的価値である財務的価値は、事象の結末として損害が発生した時に初めてその機能を発揮します。私達保険代理店はその時に焦点を当て、最適提案を実施する必要があります。経営者にリスクに対する正しい判断をしていただくためには、保険に入るか否かではなく、将来に発生する損失を保有するかしないかという視点で問いかける必要があります。そもそも保険に入りたい経営者はいないと思いますが、リスクを保有したいと思う経営者もいないはずはです。

つまり、入りたくない保険の話をして、保険料の高い安いで意思決定をするのではなく、将来発生する可能性のあるリスクや損失をしっかりと認識し、それらの損失額が保有できるのか、できないのか? 保有するの、保有しないのか?といった視点で考えることがリスクの視点から正しい意思決定をするためには必要不可欠なのです。そして、分析結果としての損失額の把握はそれらの判断の最も重要な情報となるのです。

参考文献: ISO31000:2009 リスクマネジメント 解説と適用ガイド 日本規格協会
ISO31010:2012 リスクマネジメント-リスクアセスメント技法 日本規格協会
ISO22301:2012 事業継続マネジメントシステム 要求事項の解説 日本規格協会

いよいよ国税のクレジットカード納付スタート

1月4日からパソコン・スマホで可能に

知ってトクする -879-

税務情報



2017年1月4日から、国税の「クレジットカード納付制度」がいよいよスタートします。これは2016年度税制改正により創設された制度で、インターネット上でのクレジットカード支払の機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者(トヨタファイナンス)へ、国税の納付の立替払いを委託することにより国税を納付できるものです。対象となる国税は申告所得税および復興特別所得税、法人税、消費税および地方消費税、相続税、贈与税などほぼ全ての税目で利用可能です。パソコンやスマホで24時間利用可能、ポイントが付与される(カード会社により異なる)などメリットはもちろんありますが、カード納付ができる金額は1,000万円未満、かつ、カードの決済可能額以下の金額であること、決済手数料が必要であることなど注意点もあります。同庁が公表している「クレジットカード納付のQ&A」から、主なものを紹介します。

- Q 夜間や休日でも利用できますか。
A クレジットカード納付は夜間休日を問わず、24時間いつでもご利用が可能です。
- Q 領収証書は発行されますか。
A 発行されません。領収証書が必要な場合は、現金に納付書を添えて最寄りの金融機関や所轄の税務署の窓口で納付してください。
- Q 決済手数料とは何ですか。
A 納付される税額に応じて、国税庁長官が指定した民間の納

- 付受託者が決定するものであり、納付税額とともにお支払いいただく必要があります。なお、決済手数料は、国の収入になるものではありません。
※決済手数料は納付税額が最初の1万円までは76円(消費税別)、以後1万円を超えるごとに76円(消費税別)を加算した金額となります。
- Q 金融機関やコンビニエンスストア、税務署の窓口でもクレジットカードで納付はできますか。
A できません。クレジットカードによる納付は、「国税クレジットカードお支払サイト」(https://kokuzei.noufu.jp)を通じてのインターネットを利用した納付手続きとなりますので、パソコンやスマートフォン等から納付手続きを行ってください。
- Q 一度クレジットカード納付の手続きを行うと、次回以降も自動的にクレジットカード納付はされますか。
A クレジットカード納付は継続的な手続きではありませんので、その都度納付手続きを行う必要があります。
- Q クレジットカード納付を利用するために準備するものはありますか。
A 次の2つをご準備ください。
①クレジットカード納付を行う国税の申告書や税務署から送付される各種通知書など納付する税目や金額等がわかるもの
※クレジットカード納付を行う際には、確定申告書や税務署から送付される各種通知書等を基に、国税の種類(税目)、課税期間や納付金額などを入力する必要があります。
- ②クレジットカード
利用できるクレジットカードは、以下のいずれかのマークが

- ついているものです。
Visa, Mastercard, JCB, American Express, Diners Club, TS CUBIC CARD
- Q クレジットカード利用代金の引き落とし日が法定納期限よりも後になった場合、延滞税は発生しますか。
A クレジットカード納付については、国税通則法第34条の3により、納付手続きが完了した日をもって延滞税や利子税を計算することとなっておりますので、法定納期限内に「国税クレジットカードお支払サイト」において、その手続きを完了すれば、クレジットカード利用代金の引き落とし日が法定納期限よりも後になった場合でも延滞税は発生しません。
- Q クレジットカード利用代金の支払回数は選べますか。
A 一括払い・分割払い(3回、5回、6回、10回、12回)またはリボ払いの中からお選びいただくことができます。
※クレジットカードにより、支払方法が選択できない場合があります。
- Q 家族等の国税を納付することはできますか。
A ご家族等の国税もクレジットカードによる納付は可能です(利用者情報にご家族等の情報を入力してください)。なお、クレジットカード納付は、カードの名義人の方が行ってください。
- Q 所得税や消費税などの複数の税目をまとめて納付手続きすることはできますか。
A 所得税や消費税などの複数の税目をまとめて納付手続きすることはできません。税目ごとに納付手続きをしていただく必要があります。